

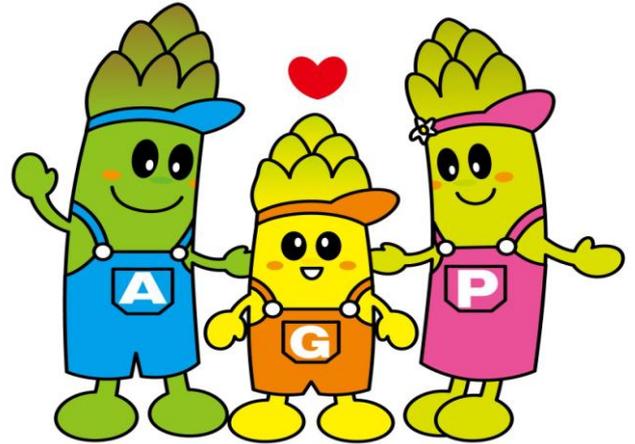
金ヶ崎町は

# 子育てを支援します

## 医療費給付事業

金ヶ崎町では、少しでも子育てのお手伝いができるよう医療費の助成事業を行っております。

平成28年8月1日から、これまで乳幼児から中学生までを対象としておりましたが、18歳まで拡大し実施しています。



## ○子ども医療費助成

【対象者】 金ヶ崎町内に住所を有する小学生から18歳に達する日以後最初の3月31日までの方

※ ひとり親家庭医療費給付事業などで、すでに医療費給付の対象となっている方はそちらが優先となります。

### 【助成額】

対象者	種類	助成金額
本人および保護者が市町村民税非課税の方	入院／外来	医療費の全額
本人または保護者に市町村民税が課税されている方	入院	1ヶ月、1医療機関毎に5,000円を超える額
	外来	1ヶ月、1医療機関毎に1,500円を超える額

※給付対象は一部負担金(医療保険対象分)です。自費分や食事代等は対象となりません。

### 【申請方法】

病院等の窓口で町から交付される受給者証を提示の上給付申請書を提出して下さい。

病院等で受給者証を提示できなかった場合は役場住民課に領収証持参の上申請して下さい。

# ○乳幼児・妊産婦医療費助成

【対象者】 乳幼児：出生から6歳に達する日以後最初の3月31日までの方  
 妊産婦：妊娠5ヶ月に達する日の属する月の初日から出産日の翌月末日までの方

## 【助成額】

対象者	種類	助成金額
3歳に達するまでの方※、3歳以上の方で本人及び保護者が市町村民税非課税の方	入院/外来	医療費の全額
3歳以上の方で、本人又は保護者に市町村民税が課税されている方	入院	1ヶ月、1医療機関毎に 5,000 円を超える額
	外来	1ヶ月、1医療機関毎に 1,500 円を超える額

※給付対象は一部負担金(医療保険対象分)です。自費分や食事代等は対象となりません。

【申請方法】 病院等の窓口で町から交付される受給者証を提示し、記載の自己負担額を限度にお支払い頂くのみとなります。(申請書は不要です)

病院等で受給者証を提示できなかった場合は役場住民課に領収証持参の上申請して下さい。

平成28年8月から変更になりました。



## 主な例

### ① 課税世帯の就学したお子さんが病院等にかかった場合



(外来) 病院の診療代 4,000 円 - 1,500 円 (自己負担額) = 2,500 円  
 薬局での薬代 2,500 円 - 1,500 円 (自己負担額) = 1,000 円

病院窓口で一旦全額お支払い頂き約2ヶ月後 **計3,500円指定口座に振込みます。**

### ② 課税世帯の妊産婦の方が病院等にかかった場合

(外来) 病院の診療代 4,000 円 - 1,500 円 (自己負担額) = 2,500 円  
 薬局での薬代 2,500 円 - 1,500 円 (自己負担額) = 1,000 円

病院窓口で自己負担額をお支払い頂くのみで完了となります。

### ③ 3歳未満のお子さん及び非課税世帯の妊産婦が病院等にかかった場合

受給者証の提示のみで、病院窓口での自己負担はありません。

※1 3歳に達するまでの方とは、3歳に達する日の属する月の末日までの方となります。

このほか福祉医療関係として、

**「重度心身障害者」・「寡婦」・「ひとり親家庭」の方にも医療費助成制度があります。**

## 申請には、次のものが必要となります

- 印鑑
- 預金通帳
- 受給要件を証明するもの（母子手帳、身体障害者手帳、障害基礎年金証書など）
- 保険証（対象者の氏名が記載されているもの）
- 平成28年度所得課税証明書 ※①

※①平成28年1月2日以降に転入された方のみ必要です。平成28年1月1日現在で住民登録していた市町村からお取りください。

※所得課税証明書の年度

認定期間	所得課税証明書の年度	提出時期
平成29年7月31日まで	平成28年度（平成27年度分所得）	転入時
平成29年8月 1日から	平成29年度（平成28年度分所得）	平成29年7月上旬